

プリペイド電話サービス契約約款

令和元年12月1日

ソフトバンク株式会社

プリペイド電話サービス契約約款

平成 17 年 11 月 渉外第 17-0233
施行 平成 17 年 11 月 25 日

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属電気通信規則（平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このプリペイド電話サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりプリペイド電話サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用 語	用語の意味
1 プリペイド電話サービス	前払いを受けた一定の額を条件として、あらかじめ当社の交換機に記録された ID 番号を利用して、任意の電気通信回線又は外国の電気通信回線を使用して行う電話サービス
2 プリペイド電話契約	プリペイド電話サービスの提供を受けるための契約
3 プリペイド電話契約者	当社とプリペイド電話契約を締結している方
4 ID 番号	プリペイド電話契約者を識別するための、数字の組合せであって、当社が発行するもの
5 使用者	ID 番号を用いて、プリペイド電話サービスを利用する方
6 加入電話設備	加入電話契約等（固定通信事業者等の電気通信サービスに係る契約のうち、当社が別に定めるものをいいます。）に基づいて設置する電気通信回線及びこれに接続する端末設備その他の電気通信設備
7 IP 電話設備	IP 電話契約（IP 電話事業者の電気通信サービスに係る契約のうち、当社が別に定めるものをいいます。）に基づいて設置する電気通信回線及びこれに接続する端末設備その他の電気通信設備
8 第 1 種移動体電話設備	第 1 種移動体電話契約（携帯通信事業者の電気通信サービスに係る契約のうち、当社が別に定めるものをいいます。）に基づいて設置する電気通信回線及びこれに接続する端末設備その他の電気通信設備
9 第 2 種移動体電話設備	第 2 種移動体電話契約（PHS 通信事業者の電気通信サービスに係る契約のうち、当社が別に定めるものをいいます。）に基づいて設置する電気通信回線及びこれに接続する端末設備その他の電気通信設備
10 移動体電話設備	第 1 種移動体電話設備及び第 2 種移動体電話設備
11 公衆電話設備	協定事業者が設置する公衆電話の電話機

2 この約款に定めのない用語の意味については、電話サービス等契約約款に定めるとおりとします。

(プリペイド電話サービスの提供区域)

第4条 当社が提供するプリペイド電話サービスの提供区域は、日本全国の区域及び料金表に定める国又は地域とします。

第2章 プリペイド電話契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のID番号ごとに1のプリペイド電話契約を締結します。

(使用期限)

第6条 ID番号には、当社が定める使用期限があります。

2 当社は、1のID番号ごとに前項の使用期限を設定し、プリペイド電話契約者に通知します。

(注) 第1項の当社が別に定める使用期限は、当社がID番号を生成した日から起算して2年を経過した日の属する年度(4月1日より開始し、翌年の3月31日に終了する1年間をいいます。)の末日とします。

(利用の制限)

第7条 プリペイド電話契約者及び使用者は、次の場合において、プリペイド電話サービスを利用することができません。

- (1) ID番号を用いてプリペイド電話サービスに係る通話を利用しようとしたとき又は利用しているとき、当該ID番号に係る支払可能通話料(ID番号ごとに規定される、通話料の支払いに利用できる額をいいます。以下この約款において同じとします。)の額が、当該通話の支払いに要する通話料の額に満たない場合。
- (2) 1のID番号によりプリペイド電話サービスに係る通話を利用しようとした時点において、当該ID番号を用いてプリペイド電話サービスに係る通話が行われている場合。

(使用停止)

第8条 当社は、プリペイド電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、そのプリペイド電話契約に係るID番号の使用を停止することがあります。

- (1) プリペイド電話サービスの利用に係るID番号の入力において、当該プリペイド契約に係るID番号と異なるID番号が3回連続して使用されたとき。
- (2) 1のID番号によるプリペイド電話サービスに係る複数の通話が、同時に請求されたとき。
- (3) 第10条(ID番号の管理)の規定に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって、プリペイド電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(当社が行うプリペイド電話契約の解除)

第9条 当社は、前条(使用停止)第1項の規定により使用停止されたID番号について、そのプリペイド電話契約者がなお同条第1項各号のいずれかに該当することとなるおそれがある場合は、そのプリペイド電話契約を解除することがあります。

2 当社は、プリペイド電話契約者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、使用停止をしないで直ちにそのプリペイド電話契約を解除することがあります。

3 当社は、ID番号に係る使用期限が経過した時点において、当該プリペイド電話契約を解除します。

(ID番号の管理)

第10条 プリペイド電話契約者は、そのID番号の使用及び管理について一切の責任を持つものとします。

- 2 当社は、プリペイド電話契約者及び使用者の ID 番号の管理不十分、使用上の過誤及び第三者の使用等による損害については、一切の責任を負いません。

第3章 料金等

(料金等)

- 第 11 条 当社が定めるプリペイド電話サービスの料金は、通話料とし、料金表に規定します。
- 2 当社は、プリペイド電話サービスに係る初期支払可能通話料（プリペイド電話契約を締結した時点において、当社が当該プリペイド電話契約に係る ID 番号に付与する支払可能通話料の額をいいます。以下、この約款において同じとします。）をプリペイド電話契約者が前払いした通話料の額に基づいて定め、料金表に規定します。

(料金の計算方法等)

- 第 12 条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(通話料の支払義務)

- 第 13 条 プリペイド電話契約者及び使用者は、プリペイド電話サービスに係る通話について、料金表に定めるところにより、通話料金の支払いを要します。
- 2 プリペイド電話契約者は、その ID 番号によりプリペイド契約者以外の使用者が発信した通話に係る通話料についても、当社に対し支払いの責任を負わなければなりません。

(交換、換金、払戻及び再発行)

- 第 14 条 当社は、ID 番号の交換を行いません。
- 2 当社は、ID 番号に係る支払可能通話料に関して、換金及び払戻を行いません。
 - 3 当社は、ID 番号の再発行は行いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由により、当社の交換設備に記録された ID 番号その他プリペイド電話サービスの提供に係る情報が滅失又は毀損したときは、この限りではありません。

第4章 損害賠償

(責任の制限)

- 第 15 条 当社は、プリペイド電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったとき（その提供を行わなかった呼の原因が、本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における障害であるときを除きます。）は、そのプリペイド電話サービスが全く利用できない状態（プリペイド電話契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該プリペイド電話契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、プリペイド電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該プリペイド電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 通話料（プリペイド電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する暦月の前 6 ヶ月間の 1 日あたりの当該 ID 番号に係る平均通話料（前 6 ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
 - 3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりプリペイド電話サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第5章 雑則

(準用)

第 16 条 プリペイド電話サービスの取扱いに関し、通話の種類、通話の区別及び非常事態が発生した場合等における利用の制限その他この約款に定めのない事項については、電話サービス等契約約款の規定を準用します。

別記

1 情報サービスの提供

- (1) 当社は、別に定める方法により情報サービス（プリペイド電話サービスを利用して有料で情報の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) 情報サービスを利用した場合、プリペイド電話契約者は、料金表に定める通話料及び別に定める情報サービス料を一括して支払うものとします。
この場合に、情報サービス料の計算方法等については、プリペイド電話サービスの通話料に準じて取り扱うものとします。
- (3) 当社は、情報サービスで提供される情報の内容等、当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

料金表

通 則

(料金表の適用)

1 プリペイド電話サービスに関する料金は、この料金表に定めるところにより適用します。

(料金の変更)

2 当社は、プリペイド電話サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金等によります。

(端数処理)

3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

(準用)

4 プリペイド電話サービスの料金の取扱いに関し、通話時間の測定及び消費税相当額の加算等その他この料金表に定めのない事項については、電話サービス等契約約款の規定を準用します。

第1表 取扱地域及び通話料

1 適用

プリペイド電話サービスに係る通話の通話料の適用については、約款第13条（通話料の支払義務）に定めるほか、次のとおりとします。

1-1 プリペイド電話サービスに係る通話の種類

プリペイド電話サービスに係る通話には、その通話の方法によって、次表に掲げる種類があります。

種 類	内 容
(1) フリーコールアクセス	着信課金番号（電気通信番号のうち、当社が別に定めるものを利用した当該サービスに係る登録番号をいいます。以下同じとします。）又はコレクト番号（当社が別に定める取扱地域から、着信することを目的に当社があらかじめ指定した、電話番号等に代わる数字をいいます。）によりプリペイド電話サービスを利用するもの
(2) 有料アクセス	当社又は当社以外の電気通信サービス（(1)の内容欄に掲げる電気通信サービスを除きます。以下、本表において同じとします。）を用いて、当社の交換設備に接続することにより、プリペイド電話サービスを利用するもの
備 考	有料アクセスに係る通話については、プリペイド電話サービスに係る通話料のほか、当社の交換設備への接続に利用する、当社又は当社以外の電気通信サービスに係る通話料等を、当該電気通信サービスの契約約款及び料金表に定めるところにより、支払って頂きます。

1-2 前払い通話料

プリペイド電話サービスに係る通話料の前払いは、当社の付与する初期支払可能通話料の額に応じて、2-1に掲げる料金額に限り行うことができます。（前払いを行うプリペイド電話サービスに係る通話料を「前払い通話料」といいます。以下同じとします。）

1-3 支払可能通話料の合算

プリペイド電話契約者は、当社が別に定める方法により、複数のID番号に係る支払可能通話料をプリペイド電話契約者の指定するID番号に係る支払可能通話料に合算することができます。

1-4 通話料の計算方法

当社は、通話料を、通則4に定める計算方法により測定した通話時間に基づいて算出するものとし、当該通話時間に料金額を適用するにあたっては、プリペイド電話契約者及び使用者がプリペイド電話システム（プリペイド電話サービスを提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）に接続した時刻をその起算点とします。

この場合に、通話料が異なる特定時間帯（土曜日及び日曜日の午前1時から午後9時までの間をいいます。以下この料金表において同じとします。）にわたる通話の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

1-5 特定時間帯の通話に係る通話料

当社は、プリペイド電話契約者及び使用者が特定時間帯に行う通話については、2-2又は2-3に規定する通話料の各区分に0.65を乗じて得た額を料金額として通話料を適用するものとし、

2 取扱地域及び通話料

2-1 前払い通話料に係るもの

1のID番号ごとに

初期支払可能通話料	前払い通話料
初期支払可能通話料として、300円を付与するもの	300円
初期支払可能通話料として、500円を付与するもの	500円
初期支払可能通話料として、1,150円を付与するもの	1,000円
初期支払可能通話料として、3,500円を付与するもの	3,000円
初期支払可能通話料として、5,900円を付与するもの	5,000円
初期支払可能通話料として、12,000円を付与するもの	10,000円

2-2 国内通話に係るもの

2-2-1 フリーコールアクセスに係るもの

2-2-1-1 2-2-1-2以外のもの

(単位：円)

区分	加入電話設備により利用する場合		移動体電話設備により利用する場合		公衆電話設備により利用する場合	
	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごと に	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごと に	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごと に
加入電話設備又はIP電話設備への着信に係るもの	1.91 (税抜)	1.91 (税抜)	3.34 (税抜)	3.34 (税抜)	6 (税抜)	6 (税抜)
第1種移動体電話設備への着信に係るもの	3.81 (税抜)	3.81 (税抜)	5.24 (税抜)	5.24 (税抜)	7.91 (税抜)	7.91 (税抜)
第2種移動体電話設備への着信に係るもの	3.81 (税抜)	3.81 (税抜)	5.24 (税抜)	5.24 (税抜)	7.91 (税抜)	7.91 (税抜)

2-2-1-2 情報サービスの利用に係るもの

(単位：円)

区分	120秒までごとに
情報サービスの利用に係るもの	76 (税抜)

2-2-2 有料アクセスに係るもの

2-2-2-1 2-2-2-2以外のもの

(単位：円)

区分	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごと に
加入電話設備又はIP電話設備への着信に係るもの	1.62 (税抜)	1.62 (税抜)
第1種移動体電話設備への着信に係るもの	3.53 (税抜)	3.53 (税抜)
第2種移動体電話設備への着信に係るもの	3.53 (税抜)	3.53 (税抜)

2-2-2-2 情報サービスの利用に係るもの

2-2-1-2 (情報サービスの利用に係るもの) によります。

2-3 国際通話に係るもの
 2-3-1 本邦から外国への通話に係るもの
 2-3-1-1 フリーコールアクセスに係るもの

(単位：円)

取扱地域	着信区分	加入電話設備により利用する場合		移動体電話設備により利用する場合		公衆電話設備により利用する場合		
		最初の1分まで6秒までごとに	最初の1分経過後6秒までごとに	最初の1分まで6秒までごとに	最初の1分経過後6秒までごとに	最初の1分まで6秒までごとに	最初の1分経過後6秒までごとに	
アフガニスタン・イスラム共和国		25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1	
アラスカ		4.3	3.1	5.8	4.6	8.6	7.4	
アルバニア共和国	(1) (2)以外	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
	(2) 携帯電話	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
アルジェリア民主人民共和国	(1) (2)以外	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6	
	(2) 携帯電話	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6	
米領サモア		7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1	
アンドラ公国	(1) (2)以外	12.8	9.05	14.3	10.55	17.1	13.35	
	(2) 携帯電話	12.8	9.05	14.3	10.55	17.1	13.35	
アンゴラ共和国		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6	
アンギラ		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
アンティグア・バーブーダ		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
アルゼンチン共和国	(1) (2)以外	① ②以外	7.3	3.1	8.8	4.6	11.6	7.4
		②ブエノスアイレス	7.3	3.1	8.8	4.6	11.6	7.4
	(2) 携帯電話	7.8	5.55	9.3	7.05	12.1	9.85	
アルメニア共和国	(1) (2)以外	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
	(2) 携帯電話	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
アルバ		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
アセンション島		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6	
オーストラリア連邦	(1) (2)以外	① ②以外	8.8	5.4	10.3	6.9	13.1	9.7
		②シドニー	8.8	5.4	10.3	6.9	13.1	9.7
	(2) 携帯電話	8.8	5.4	10.3	6.9	13.1	9.7	
オーストリア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		②ウィーン	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6	
アゼルバイジャン共和国	(1) (2)以外	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
	(2) 携帯電話	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
バハマ国		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
バーレーン王国	(1) (2)以外	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
	(2) 携帯電話	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
バングラデシュ人民共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	6.7	3.5	8.2	5	11	7.8
		②チッタゴン	6.7	3.5	8.2	5	11	7.8
		③ダッカ	6.7	3.5	8.2	5	11	7.8
	(2) 携帯電話	6.7	3.5	8.2	5	11	7.8	

バルバドス			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ベラルーシ共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
ベルギー王国	(1) (2)以外	① ②以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		②ブリュッセル	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
ベリーズ			27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
ベナン共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
バミューダ島			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
ブータン王国	(1) (2)以外		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ボリビア共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1
		②ラパス	7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1
		③サンタクルス	7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1
	(2) 携帯電話		7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
ボツワナ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ブラジル連邦共和国	(1) (2)以外	① ②～④以外	6.1	2.04	7.6	3.54	10.4	6.34
		②ペロオリゾンテ	6.1	2.04	7.6	3.54	10.4	6.34
		③リオデジャネイロ	6.1	2.04	7.6	3.54	10.4	6.34
		④サンパウロ	6.1	2.04	7.6	3.54	10.4	6.34
	(2) 携帯電話		7.3	3.1	8.8	4.6	11.6	7.4
英領バージン諸島			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ブルネイ・ダルサラーム国	(1) (2)以外		10.3	7.3	11.8	8.8	14.6	11.6
	(2) 携帯電話		10.3	7.3	11.8	8.8	14.6	11.6
ブルガリア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
		②ソフィア	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
ブルキナファソ			29.3	20.6	30.8	22.1	33.6	24.9
ブルンジ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
カンボジア王国	(1) (2)以外	① ②以外	8	4.7	10.5	6.965	24.6	15.6
		②プノンベン	8	4.7	10.5	6.965	24.6	15.6
	(2) 携帯電話		8	4.7	10.5	6.965	24.6	15.6
カメルーン共和国	(1) (2)以外		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
カナダ			8.3	5.5	9.8	7	12.6	9.8
カーボベルデ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ケイマン諸島			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
中央アフリカ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
チャド共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
チリ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
		②サンティアゴ	27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
中華人民共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	1.4	0.83	6.7	3.27	9.5	6.07

		②北京	1.4	0.83	6.7	3.27	9.5	6.07
		③上海	1.4	0.83	6.7	3.27	9.5	6.07
	(2) 携帯電話		1.4	0.83	6.7	3.27	9.5	6.07
コロンビア共和国	(1) (2)以外	① ②～④以外	5.3	2.65	6.8	4.15	9.6	6.95
		②ボゴタ	5.3	2.65	6.8	4.15	9.6	6.95
		③メデジン	5.3	2.65	6.8	4.15	9.6	6.95
		④カリ	5.3	2.65	6.8	4.15	9.6	6.95
	(2) 携帯電話		5.3	2.65	6.8	4.15	9.6	6.95
コモロ・イスラム連邦共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
コンゴ共和国			36.3	29.1	37.8	30.6	40.6	33.4
コンゴ民主共和国			40.3	28.3	41.8	29.8	44.6	32.6
クック諸島			22.3	15.7	23.8	17.2	26.6	20
コスタリカ共和国	(1) (2)以外		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
コートジボワール共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
		②アビジャン	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
クロアチア共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
キューバ共和国		① ②以外	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
		②グアンタナモ	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
キプロス共和国	(1) (2)以外		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
チェコ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
		②ブラハ	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
デンマーク王国	(1) (2)以外	① ②以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		②コペンハーゲン	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
ディエゴ・ガルシア			36.3	25.5	37.8	27	40.6	29.8
ジブチ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ドミニカ国			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ドミニカ共和国	(1) (2)以外		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
東ティモール民主共和国			11.3	9.1	12.8	10.6	15.6	13.4
エクアドル共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
		②キト	27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
		③グアヤキル	27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
エジプト・アラブ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
		②カイロ	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
エルサルバドル共和国	(1) (2)以外		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
赤道ギニア共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
エリトリア国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6

エストニア共和国	(1) (2)以外		25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
	(2) 携帯電話		25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
エスワティニ王国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
エチオピア連邦民主共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
		② アディスアベベ	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
フォークランド諸島			27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
フェロー諸島			10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
フィジー諸島共和国			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
フィンランド共和国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
フランス共和国	(1) (2)以外	① ②以外	6.9	3.6	8.4	5.1	11.2	7.9
		② パリ	6.9	3.6	8.4	5.1	11.2	7.9
	(2) 携帯電話		6.9	3.6	8.4	5.1	11.2	7.9
フランス領ギアナ	(1) (2)以外		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
フランス領ポリネシア			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
ガボン共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ガンビア共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ジョージア	(1) (2)以外		25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
	(2) 携帯電話		25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
ドイツ連邦共和国	(1) (2)以外		6.9	3.6	8.4	5.1	11.2	7.9
	(2) 携帯電話		6.9	4.92	8.4	6.42	11.2	9.22
ガーナ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1
		② アクラ	7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1
	(2) 携帯電話		7.3	3.8	8.8	5.3	11.6	8.1
ジブラルタル	(1) (2)以外		11.3	8	12.8	9.5	15.6	12.3
	(2) 携帯電話		11.3	8	12.8	9.5	15.6	12.3
ギニアビサウ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ギリシャ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		② アテネ	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
グリーンランド			19.3	13.6	20.8	15.1	23.6	17.9
グレナダ			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
グアドループ島	(1) (2)以外		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
グアム			10.3	4.3	11.8	5.8	14.6	8.6
グァンタナモ湾 (米領)			22.3	15.7	23.8	17.2	26.6	20
グアテマラ共和国	(1) (2)以外		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
ギニア共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ガイアナ協同共和国			27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5

ハイチ共和国			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ハワイ			4.3	3.1	5.8	4.6	8.6	7.4
ホンジュラス共和国	(1) (2)以外		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
香港特別行政区	(1) (2)以外		7.3	4.5	8.8	6	11.6	8.8
	(2) 携帯電話		7.3	4.5	8.8	6	11.6	8.8
ハンガリー共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
アイスランド共和国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
インド	(1) (2)以外	① ②～⑧以外	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
		②バンガロール	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
		③ムンバイ	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
		④コルカタ	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
		⑤ニューデリー	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
		⑥ハイデラバード	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
		⑦チェンナイ	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
		⑧アフマダバード	7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
	(2) 携帯電話		7.2	3.819	8.7	5.319	11.5	8.119
インドネシア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	7	3.537	5.8	5.037	12.4	7.837
		②ジャカルタ	7	3.537	5.8	5.037	12.4	7.837
	(2) 携帯電話		7	3.537	5.8	5.037	12.4	7.837
イラン・イスラム共和国	(1) (2)以外	① ②以外	11	7.255	12.5	8.755	15.3	11.555
		②テヘラン	11	7.255	12.5	8.755	15.3	11.555
	(2) 携帯電話		11	7.255	12.5	8.755	15.3	11.555
イラク共和国			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
アイルランド	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
イスラエル国	(1) (2)以外	① ②以外	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
		②テルアビブ	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
イタリア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	12	7.32	13.5	8.82	16.3	11.62
		②ミラノ	12	7.32	13.5	8.82	16.3	11.62
	(2) 携帯電話		12	7.32	13.5	8.82	16.3	11.62
ジャマイカ			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ヨルダン	(1) (2)以外	① ②以外	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
		②アンマン	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
カザフスタン共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
ケニア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
		②ナイロビ	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
キリバス共和国			25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1
朝鮮民主主義人民共和国			12.3	9.9	13.8	11.4	16.6	14.2

大韓民国	(1) (2)以外	① ②以外	5.9	1.98	7.4	3.48	10.2	6.28
		②ソウル	5.9	1.98	7.4	3.48	10.2	6.28
	(2) 携帯電話	5.9	2.092	7.4	3.592	10.2	6.392	
コソボ共和国	(1) (2)以外		24.7	16.16	26.2	17.66	29	20.46
	(2) 携帯電話		24.7	16.16	26.2	17.66	29	20.46
クウェート国	(1) (2)以外		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
キルギス共和国			26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
ラオス人民民主共和国	(1) (2)以外		10	9.592	12.8	10.751	18.6	14.4
	(2) 携帯電話		10	9.592	12.8	10.751	18.6	14.4
ラトビア共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
レバノン共和国	(1) (2)以外		29.3	17.7	30.8	19.2	33.6	22
	(2) 携帯電話		29.3	17.7	30.8	19.2	33.6	22
レソト王国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
リベリア共和国	(1) (2)以外		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
リビア			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
リヒテンシュタイン公国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
リトアニア共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
ルクセンブルク大公国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
マカオ特別行政区			9.3	5.25	10.8	6.75	13.6	9.55
北マケドニア共和国	(1) (2)以外		25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
	(2) 携帯電話		25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
マダガスカル共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
マラウイ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
マレーシア	(1) (2)以外	① ②以外	4	1.604	5	3.47	10.2	6.28
		②クアラ・ルプ ール	4	1.604	5	3.47	10.2	6.28
	(2) 携帯電話		4	1.604	5	3.47	10.2	6.28
マイヨット島			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
モルディブ共和国			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
マリ共和国	(1) (2)以外		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
マルタ共和国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
マーシャル諸島共和国			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
マルチニーク島	(1) (2)以外		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
	(2) 携帯電話		26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
モーリタニア・イスラム共和国			10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
モーリシャス共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6

メキシコ合衆国	(1) (2)以外	① ②以外	22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
		②メキシコシティ	22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
	(2) 携帯電話		22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
ミクロネシア連邦			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
モルドバ共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
モナコ公国	(1) (2)以外		12.8	9.05	14.3	10.55	17.1	13.35
	(2) 携帯電話		12.8	9.05	14.3	10.55	17.1	13.35
モンゴル国	(1) (2)以外		7	2.7	6.5	5.463	25.6	15.1
	(2) 携帯電話		7	2.7	6.5	5.463	25.6	15.1
モンテネグロ			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
モンセラット			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
モロッコ王国	(1) (2)以外	① ②以外	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
		②カサブランカ	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
モザンビーク共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ミャンマー連邦	(1) (2)以外		11.3	5.8	12.8	7.3	15.6	10.1
	(2) 携帯電話		11.3	5.8	12.8	7.3	15.6	10.1
ナミビア共和国	(1) (2)以外		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
	(2) 携帯電話		30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ナウル共和国			24.3	17.1	25.8	18.6	28.6	21.4
ネパール	(1) (2)以外	① ②以外	10.3	5.5	11.8	7	14.6	9.8
		②カトマンズ	10.3	5.5	11.8	7	14.6	9.8
オランダ王国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
オランダ領アンティル			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
オランダ領セント・マーティン			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ニューカレドニア			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
ニュージーランド	(1) (2)以外		22.3	15.7	23.8	17.2	26.6	20
	(2) 携帯電話		22.3	15.7	23.8	17.2	26.6	20
ニカラグア共和国	(1) (2)以外		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
	(2) 携帯電話		27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
ニジェール共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
ナイジェリア連邦共和国	(1) (2)以外	① ②以外	12.3	5.1	13.8	6.6	16.6	9.4
		②ラゴス	12.3	5.1	13.8	6.6	16.6	9.4
	(2) 携帯電話		12.3	5.1	13.8	6.6	16.6	9.4
ニウエ			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
ノーフオーク島			21.3	9.12	22.8	10.62	25.6	13.42
ノルウェー王国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
オマーン国			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
パキスタン・イスラム共和国	(1) (2)以外	① ②～④以外	9.8	4.955	11.3	6.455	14.1	9.255
		②イスラマバー	9.8	4.955	11.3	6.455	14.1	9.255

		ド							
		③カラチ	9.8	4.955	11.3	6.455	14.1	9.255	
		④ラホール	9.8	4.955	11.3	6.455	14.1	9.255	
	(2)	携帯電話	9.8	4.955	11.3	6.455	14.1	9.255	
パラオ共和国			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6	
パナマ共和国	(1)	(2)以外	27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5	
	(2)	携帯電話	27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5	
バプアニューギニア			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6	
パラグアイ共和国	(1)	(2)以外	① ②以外	9.3	4.44	10.8	5.94	13.6	8.74
		②アスンシオン	9.3	4.44	10.8	5.94	13.6	8.74	
	(2)	携帯電話	9.3	4.8	10.8	6.3	13.6	9.1	
ペルー共和国	(1)	(2)以外	① ②以外	5.2	2.75	6.7	4.25	9.5	7.05
		②リマ	5.2	2.75	6.7	4.25	9.5	7.05	
	(2)	携帯電話	7.3	5.9	8.8	7.4	11.6	10.2	
フィリピン共和国	(1)	(2)以外	① ②以外	6.5	3.245	6	5	10.8	7.935
		②マニラ	6.5	3.245	6	5	10.8	7.935	
	(2)	携帯電話	6.5	3.245	6	5	10.8	7.935	
ポーランド共和国	(1)	(2)以外	① ②以外	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
		②ワルシャワ	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
	(2)	携帯電話	26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2	
ボルトガル共和国	(1)	(2)以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6	
	(2)	携帯電話	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6	
プエルトリコ			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
カタール国	(1)	(2)以外	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
	(2)	携帯電話	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
レユニオン			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6	
ルーマニア	(1)	(2)以外	① ②以外	8.7	4.08	10.2	5.58	13	8.38
		②ブカレスト	8.7	4.08	10.2	5.58	13	8.38	
	(2)	携帯電話	8.7	5.76	10.2	7.26	13	10.06	
ロシア連邦	(1)	(2)以外	① ②～③以外	5.3	2.4	6.8	3.9	9.6	6.7
		②サンクトペテルスブルク	5.3	2.4	6.8	3.9	9.6	6.7	
		③モスクワ	5.3	2.4	6.8	3.9	9.6	6.7	
	(2)	携帯電話	5.3	2.4	6.8	3.9	9.6	6.7	
ルワンダ共和国			10.3	4.3	11.8	5.8	14.6	8.6	
サイパン			10.3	4.3	11.8	5.8	14.6	8.6	
サンマリノ共和国			10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6	
サントメ・プリンシペ民主共和国			40.3	28.3	41.8	29.8	44.6	32.6	
サウジアラビア王国	(1)	(2)以外	① ②～④以外	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
		②ダハラン	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
		③ジェッダ	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
		④リヤド	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
	(2)	携帯電話	26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8	
セネガル共和国	(1)	(2)以外	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6	
	(2)	携帯電話	30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6	
セルビア共和国	(1)	(2)以外	24.7	16.16	26.2	17.66	29	20.46	
	(2)	携帯電話	24.7	16.16	26.2	17.66	29	20.46	

セーシェル共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
シエラレオネ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
シンガポール共和国	(1) (2)以外		10.3	7.3	11.8	8.8	14.6	11.6
	(2) 携帯電話		10.3	7.3	11.8	8.8	14.6	11.6
スロバキア共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
スロベニア共和国	(1) (2)以外		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
	(2) 携帯電話		26.3	15.9	27.8	17.4	30.6	20.2
ソロモン諸島			22.3	15.7	23.8	17.2	26.6	20
ソマリア民主共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
南アフリカ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1
		②ヨハネスブルグ	25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1
	(2) 携帯電話		25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1
南スウェーデン共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
スペイン	(1) (2)以外	① ②～③以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		②バルセロナ	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		③マドリッド	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
スリランカ民主社会主義共和国	(1) (2)以外		7.3	3.94	8.8	5.44	11.6	8.24
	(2) 携帯電話		7.3	3.94	8.8	5.44	11.6	8.24
セントヘレナ島			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
セントクリストファー・ネイビス			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
セントルシア			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
サンビエール島・ミクロン島	(1) (2)以外		22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
	(2) 携帯電話		22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
セントビンセント・グレナディーン諸島			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
スウェーデン共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
スリナム共和国			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
スウェーデン王国	(1) (2)以外		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
スイス連邦	(1) (2)以外	① ②以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		②チューリッヒ	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
シリア・アラブ共和国			25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1
タジキスタン共和国			25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
台湾	(1) (2)以外	① ②以外	3.3	1.735	7.1	3.973	9.9	6.773
		②台北	3.3	1.735	7.1	3.973	9.9	6.773
	(2) 携帯電話		3.3	1.735	8.3	4.465	11.1	7.265
タンザニア連合共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
タイ王国	(1) (2)以外	① ②～③以外	2.5	1.65	4.1	3.209	9.3	6.48

		②バンコク	2.5	1.65	4.1	3.209	9.3	6.48
		③チェンマイ	2.5	1.65	4.1	3.209	9.3	6.48
	(2) 携帯電話		2.5	1.65	4.1	3.209	9.3	6.48
トーゴ共和国			30.3	21.3	31.8	22.8	34.6	25.6
トケラウ諸島			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
トンガ王国			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6
トリニダード・トバゴ共和国			25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1
チュニジア共和国	(1) (2)以外		29.1	20.46	30.6	21.96	33.4	24.76
	(2) 携帯電話		29.1	20.46	30.6	21.96	33.4	24.76
トルコ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
		②イスタンブール	10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
	(2) 携帯電話		10.3	6.3	11.8	7.8	14.6	10.6
トルクメニスタン			25.3	15.3	26.8	16.8	29.6	19.6
タークス・カイコス諸島			25.3	17.8	26.8	19.3	29.6	22.1
ツバル			22.1	13.38	23.6	14.88	26.4	17.68
ウガンダ共和国	(1) (2)以外		29.1	20.46	30.6	21.96	33.4	24.76
	(2) 携帯電話		29.1	20.46	30.6	21.96	33.4	24.76
ウクライナ	(1) (2)以外	① ②以外	8.2	4.092	9.7	5.592	12.5	8.392
		②キエフ	8.2	4.092	9.7	5.592	12.5	8.392
	(2) 携帯電話		8.2	4.092	9.7	5.592	12.5	8.392
アラブ首長国連邦	(1) (2)以外		25.4	16.615	26.9	18.115	29.7	20.915
	(2) 携帯電話		25.4	16.615	26.9	18.115	29.7	20.915
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	(1) (2)以外		6.9	3.6	8.4	5.1	11.2	7.9
	(2) 携帯電話		6.9	3.6	8.4	5.1	11.2	7.9
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）			4.2	3.03	5.7	4.53	8.5	7.33
ウルグアイ東方共和国			27.3	19.2	28.8	20.7	31.6	23.5
米領バージン諸島			26.3	18.5	27.8	20	30.6	22.8
ウズベキスタン共和国			25.8	14.835	27.3	16.335	30.1	19.135
バヌアツ共和国			22.1	12.29	23.6	13.79	26.4	16.59
ベネズエラ・ボリバル共和国	(1) (2)以外	① ②以外	27.1	19.06	28.6	20.56	31.4	23.36
		②カラカス	27.1	19.06	28.6	20.56	31.4	23.36
	(2) 携帯電話		27.1	19.06	28.6	20.56	31.4	23.36
ベトナム社会主義共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	7	2.7	6.5	5.463	18.7	10.945
		②ハノイ	7	2.7	6.5	5.463	18.7	10.945
		③ホーチミン	7	2.7	6.5	5.463	18.7	10.945
	(2) 携帯電話		7	2.7	6.5	5.463	18.7	10.945
ワリス・フテユナ諸島			50.3	40.3	51.8	41.8	54.6	44.6
サモア独立国			22.3	11.3	23.8	12.8	26.6	15.6

ココス諸島及びクリスマス島		25.4	20.38	26.9	21.88	29.7	24.68
イエメン共和国		27.3	17.85	28.8	19.35	31.6	22.15
ザンビア共和国		29.1	20.46	30.6	21.96	33.4	24.76
ジンバブエ共和国	(1) (2)以外	29.1	20.46	30.6	21.96	33.4	24.76
	(2) 携帯電話	29.1	20.46	30.6	21.96	33.4	24.76
特定衛星携帯2		220.733	220.733	221.849	221.849	223.696	223.696
特定衛星携帯3		220.733	220.733	221.849	221.849	223.696	223.696
特定衛星携帯4		221.615	221.615	222.731	222.731	224.578	224.578
特定衛星携帯5		70.3	56.3	71.8	57.8	74.6	60.6
特定衛星携帯6		113.613	113.613	114.729	114.729	116.576	116.576
備考							
特定衛星携帯2から6に係る区域は、別紙に定めるところによるものとし、特定衛星携帯以外の地域区分の中に、特定衛星携帯に係る区域は含まれないものとします。以下同じとします。							

2-3-1-2 有料アクセスに係るもの

(単位：円)

取扱地域	着信区分		最初の1	最初の1
			分まで 6秒まで ごとに	分経過後 6秒まで ごとに
アフガニスタン・イスラム共和国			25	17.5
アラスカ			4	2.8
アルバニア共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
アルジェリア民主 人民共和国	(1) (2)以外		30	21
	(2) 携帯電話		30	21
米領サモア			7	3.5
アンドラ公国	(1) (2)以外		12.5	8.75
	(2) 携帯電話		12.5	8.75
アンゴラ共和国			30	21
アンギラ			26	18.2
アンティグア・バー ブーダ			26	18.2
アルゼンチン共和 国	(1) (2)以外	① ②以外	7	2.8
		② ブエノスアイ レス	7	2.8
	(2) 携帯電話		7.5	5.25
アルメニア共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
アルバ			26	18.2
アセンション島			30	21
オーストラリア連 邦	(1) (2)以外	① ②以外	8.5	5.1
		② シドニー	8.5	5.1
	(2) 携帯電話		8.5	5.1
オーストリア共和 国	(1) (2)以外	① ②以外	10	6
		② ウィーン	10	6
	(2) 携帯電話		10	6
アゼルバイジャン 共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
バハマ国			26	18.2
バーレーン王国	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
バングラデシュ人 民共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	6.4	3.2
		② チッタゴン	6.4	3.2
		③ ダッカ	6.4	3.2
	(2) 携帯電話		6.4	3.2
バルバドス			26	18.2
ベラルーシ共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
ベルギー王国	(1) (2)以外	① ②以外	10	6
		② ブリュッセル	10	6
	(2) 携帯電話		10	6

ベリーズ			27	18.9
ベナン共和国			30	21
バミューダ島			22	11
ブータン王国	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
ボリビア共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	7	3.5
		②ラパス	7	3.5
		③サンタクルス	7	3.5
	(2) 携帯電話		7	3.5
ボスニア・ヘルツェゴビナ	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
ボツワナ共和国			30	21
ブラジル連邦共和国	(1) (2)以外	① ②～④以外	5.8	1.74
		②ペロオリゾンテ	5.8	1.74
		③リオデジャネイロ	5.8	1.74
		④サンパウロ	5.8	1.74
	(2) 携帯電話		7	2.8
英領バージン諸島			26	18.2
ブルネイ・ダルサラーム国	(1) (2)以外		10	7
	(2) 携帯電話		10	7
ブルガリア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	26	15.6
		②ソフィア	26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
ブルキナファソ			29	20.3
ブルンジ共和国			30	21
カンボジア王国	(1) (2)以外	① ②以外	7.7	4.4
		②プノンベン	7.7	4.4
	(2) 携帯電話		7.7	4.4
カメルーン共和国	(1) (2)以外		30	21
	(2) 携帯電話		30	21
カナダ			8	5.2
カーボベルデ共和国			30	21
ケイマン諸島			26	18.2
中央アフリカ共和国			30	21
チャド共和国			30	21
チリ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	27	18.9
		②サンティアゴ	27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
中華人民共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	1.1	0.53
		②北京	1.1	0.53
		③上海	1.1	0.53
	(2) 携帯電話		1.1	0.53
コロンビア共和国	(1) (2)以外	① ②～④以外	5	2.35
		②ボゴタ	5	2.35
		③メデジン	5	2.35

		④カリ	5	2.35
	(2) 携帯電話		5	2.35
コモロ・イスラム連邦共和国			30	21
コンゴ共和国			36	28.8
コンゴ民主共和国			40	28
クック諸島			22	15.4
コスタリカ共和国	(1) (2)以外		27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
コートジボワール共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30	21
		②アビジャン	30	21
	(2) 携帯電話		30	21
クロアチア共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
キューバ共和国		① ②以外	26	18.2
		②グアタナモ	26	18.2
キプロス共和国	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
チェコ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	26	15.6
		②ブラハ	26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
デンマーク王国	(1) (2)以外	① ②以外	10	6
		②コペンハーゲン	10	6
	(2) 携帯電話		10	6
ディエゴ・ガルシア			36	25.2
ジブチ共和国			30	21
ドミニカ国			26	18.2
ドミニカ共和国	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
東ティモール民主共和国			11	8.8
エクアドル共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	27	18.9
		②キト	27	18.9
		③グアヤキル	27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
エジプト・アラブ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30	21
		②カイロ	30	21
	(2) 携帯電話		30	21
エルサルバドル共和国	(1) (2)以外		27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
赤道ギニア共和国			30	21
エリトリア国			30	21
エストニア共和国	(1) (2)以外		25	15
	(2) 携帯電話		25	15
エスワティニ王国			30	21
エチオピア連邦民主共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30	21
		②アディスアベベ	30	21

	(2) 携帯電話		30	21
フォークランド諸島			27	18.9
フェロー諸島			10	6
フィジー諸島共和国			22	11
フィンランド共和国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
フランス共和国	(1) (2)以外	① ②以外	6.6	3.3
		② パリ	6.6	3.3
	(2) 携帯電話		6.6	3.3
フランス領ギアナ	(1) (2)以外		27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
フランス領ポリネシア			22	11
ガボン共和国			30	21
ガンビア共和国			30	21
ジョージア	(1) (2)以外		25	15
	(2) 携帯電話		25	15
ドイツ連邦共和国	(1) (2)以外		6.6	3.3
	(2) 携帯電話		6.6	4.62
ガーナ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	7	3.5
		②アクラ	7	3.5
	(2) 携帯電話		7	3.5
ジブラルタル	(1) (2)以外		11	7.7
	(2) 携帯電話		11	7.7
ギニアビサウ共和国			30	21
ギリシャ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	10	6
		②アテネ	10	6
	(2) 携帯電話		10	6
グリーンランド			19	13.3
グレナダ			26	18.2
グアドループ島	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
グアム			10	4
グァンタナモ湾(米領)			22	15.4
グアテマラ共和国	(1) (2)以外		27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
ギニア共和国			30	21
ガイアナ協同共和国			27	18.9
ハイチ共和国			26	18.2
ハワイ			4	2.8
ホンジュラス共和国	(1) (2)以外		27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
香港特別行政区	(1) (2)以外		7	4.2
	(2) 携帯電話		7	4.2

ハンガリー共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
アイスランド共和国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
インド	(1) (2)以外	① ②～⑧以外	6.9	3.519
		②バンガロール	6.9	3.519
		③ムンバイ	6.9	3.519
		④コルカタ	6.9	3.519
		⑤ニューデリー	6.9	3.519
		⑥ハイデラバード	6.9	3.519
		⑦チェンナイ	6.9	3.519
		⑧アフマダバード	6.9	3.519
	(2) 携帯電話		6.9	3.519
インドネシア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	6.7	3.24
		②ジャカルタ	6.7	3.24
	(2) 携帯電話		6.7	3.24
イラン・イスラム共和国	(1) (2)以外	① ②以外	10.7	6.955
		②テヘラン	10.7	6.955
	(2) 携帯電話		10.7	6.955
イラク共和国			26	18.2
アイルランド	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
イスラエル国	(1) (2)以外	① ②以外	26	18.2
		②テルアビブ	26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
イタリア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	11.7	7.02
		②ミラノ	11.7	7.02
	(2) 携帯電話		11.7	7.02
ジャマイカ			26	18.2
ヨルダン	(1) (2)以外	① ②以外	26	18.2
		②アンマン	26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
カザフスタン共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
ケニア共和国	(1) (2)以外	① ②以外	30	21
		②ナイロビ	30	21
	(2) 携帯電話		30	21
キリバス共和国			25	17.5
朝鮮民主主義人民共和国			12	9.6
大韓民国	(1) (2)以外	① ②以外	5.6	1.68
		②ソウル	5.6	1.68
	(2) 携帯電話		5.6	1.792
コソボ共和国	(1) (2)以外		24.4	15.86
	(2) 携帯電話		24.4	15.86
クウェート国	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2

キルギス共和国			26	15.6
ラオス人民民主共和国	(1) (2)以外		9.7	9.292
	(2) 携帯電話		9.7	9.292
ラトビア共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
レバノン共和国	(1) (2)以外		29	17.4
	(2) 携帯電話		29	17.4
レソト王国			30	21
リベリア共和国	(1) (2)以外		30	21
	(2) 携帯電話		30	21
リビア			30	21
リヒテンシュタイン公国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
リトアニア共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
ルクセンブルク大公国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
マカオ特別行政区			9	4.95
北マケドニア共和国	(1) (2)以外		25	15
	(2) 携帯電話		25	15
マダカスカル共和国			30	21
マラウイ共和国			30	21
マレーシア	(1) (2)以外	① ②以外	3.7	1.304
		②クアラ・ルプ ール	3.7	1.304
	(2) 携帯電話		3.7	1.304
マイヨット島			30	21
モルディブ共和国			26	18.2
マリ共和国	(1) (2)以外		30	21
	(2) 携帯電話		30	21
マルタ共和国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
マーシャル諸島共和国			22	11
マルチニーク島	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
モーリタニア・イスラム共和国			10	6
モーリシャス共和国			30	21
メキシコ合衆国	(1) (2)以外	① ②以外	22	11
		②メキシコシテ イ	22	11
	(2) 携帯電話		22	11
ミクロネシア連邦			22	11
モルドバ共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
モナコ公国	(1) (2)以外		12.5	8.75

	(2) 携帯電話		12.5	8.75
モンゴル国	(1) (2)以外		6.7	2.4
	(2) 携帯電話		6.7	2.4
モンテネグロ			22	11
モンセラット			26	18.2
モロッコ王国	(1) (2)以外	① ②以外	30	21
		②カサブランカ	30	21
	(2) 携帯電話		30	21
モザンビーク共和国			30	21
ミャンマー連邦	(1) (2)以外		11	5.5
	(2) 携帯電話		11	5.5
ナミビア共和国	(1) (2)以外		30	21
	(2) 携帯電話		30	21
ナウル共和国			24	16.8
ネパール		① ②以外	10	5.2
		②カトマンズ	10	5.2
オランダ王国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
オランダ領アンティル			26	18.2
オランダ領セント・マーティン			26	18.2
ニューカレドニア			22	11
ニュージーランド	(1) (2)以外		22	15.4
	(2) 携帯電話		22	15.4
ニカラグア共和国	(1) (2)以外		27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
ニジェール共和国			30	21
ナイジェリア連邦共和国	(1) (2)以外	① ②以外	12	4.8
		②ラゴス	12	4.8
	(2) 携帯電話		12	4.8
ニウエ			22	11
ノーフオーク島			21	8.82
ノルウェー王国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
オマーン国			26	18.2
パキスタン・イスラム共和国	(1) (2)以外	① ②～④以外	9.5	4.655
		②イスラマバード	9.5	4.655
		③カラチ	9.5	4.655
		④ラホール	9.5	4.655
	(2) 携帯電話		9.5	4.655
パラオ共和国			22	11
パナマ共和国	(1) (2)以外		27	18.9
	(2) 携帯電話		27	18.9
パプアニューギニア			22	11

パラグアイ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	9	4.14
		②アスンシオン	9	4.14
	(2) 携帯電話		9	4.5
ペルー共和国	(1) (2)以外	① ②以外	4.9	2.45
		②リマ	4.9	2.45
	(2) 携帯電話		7	5.6
フィリピン共和国	(1) (2)以外	① ②以外	3.7	3.02
		②マニラ	3.7	3.02
	(2) 携帯電話		3.7	3.02
ポーランド共和国	(1) (2)以外	① ②以外	26	15.6
		②ワルシャワ	26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
ポルトガル共和国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
プエルトリコ			26	18.2
カタール国	(1) (2)以外		26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
レユニオン			30	21
ルーマニア	(1) (2)以外	① ②以外	8.4	3.78
		②ブカレスト	8.4	3.78
	(2) 携帯電話		8.4	5.46
ロシア連邦	(1) (2)以外	① ②～③以外	5	2.1
		②サンクトペテルスブルク	5	2.1
		③モスクワ	5	2.1
	(2) 携帯電話		5	2.1
ルワンダ共和国			10	4
サイパン			10	4
サンマリノ共和国			10	6
サントメ・プリンシペ民主共和国			40	28
サウジアラビア王国	(1) (2)以外	① ②～④以外	26	18.2
		②ダハラン	26	18.2
		③ジェッダ	26	18.2
		④リヤド	26	18.2
	(2) 携帯電話		26	18.2
セネガル共和国	(1) (2)以外		30	21
	(2) 携帯電話		30	21
セルビア共和国	(1) (2)以外		24.4	15.86
	(2) 携帯電話		24.4	15.86
セーシェル共和国			30	21
シエラレオネ共和国			30	21
シンガポール共和国	(1) (2)以外		10	7
	(2) 携帯電話		10	7
スロバキア共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6
スロベニア共和国	(1) (2)以外		26	15.6
	(2) 携帯電話		26	15.6

ソロモン諸島			22	15.4
ソマリア民主共和国			30	21
南アフリカ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	25	17.5
		②ヨハネスブルグ	25	17.5
	(2) 携帯電話		25	17.5
南スーダン共和国			30	21
スペイン	(1) (2)以外	① ②～③以外	10	6
		②バルセロナ	10	6
		③マドリード	10	6
	(2) 携帯電話		10	6
スリランカ民主社会主義共和国	(1) (2)以外		7	3.64
	(2) 携帯電話		7	3.64
セントヘレナ島			30	21
セントクリストファー・ネイビス			26	18.2
セントルシア			26	18.2
サンビエール島・ミクロン島	(1) (2)以外		22	11
	(2) 携帯電話		22	11
セントビンセント・グレナディーン諸島			26	18.2
スーダン共和国			30	21
スリナム共和国			26	18.2
スウェーデン王国	(1) (2)以外		10	6
	(2) 携帯電話		10	6
スイス連邦	(1) (2)以外	① ②以外	10	6
		②チューリッヒ	10	6
	(2) 携帯電話		10	6
シリア・アラブ共和国			25	17.5
タジキスタン共和国			25	15
台湾	(1) (2)以外	① ②以外	3	1.435
		②台北	3	1.435
	(2) 携帯電話		3	1.435
タンザニア連合共和国			30	21
タイ王国	(1) (2)以外	① ②～③以外	2.2	1.35
		②バンコク	2.2	1.35
		③チェンマイ	2.2	1.35
	(2) 携帯電話		2.2	1.35
トーゴ共和国			30	21
トケラウ諸島			22	11
トンガ王国			22	11
トリニダード・トバゴ共和国			25	17.5
チュニジア共和国	(1) (2)以外		28.8	20.16

	(2) 携帯電話		28.8	20.16
トルコ共和国	(1) (2)以外	① ②以外	10	6
		②イスタンブール	10	6
	(2) 携帯電話		10	6
トルクメニスタン			25	15
タークス・カイコス諸島			25	17.5
ツバル			21.8	13.08
ウガンダ共和国	(1) (2)以外		28.8	20.16
	(2) 携帯電話		28.8	20.16
ウクライナ	(1) (2)以外	① ②以外	7.9	3.792
		②キエフ	7.9	3.792
	(2) 携帯電話		7.9	3.792
アラブ首長国連邦	(1) (2)以外		25.1	16.315
	(2) 携帯電話		25.1	16.315
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	(1) (2)以外		6.6	3.3
	(2) 携帯電話		6.6	3.3
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）			3.9	2.73
ウルグアイ東方共和国			27	18.9
米領バーキン諸島			26	18.2
ウズベキスタン共和国			25.5	14.535
バヌアツ共和国			21.8	11.99
ベネズエラ・ボリバル共和国	(1) (2)以外	① ②以外	26.8	18.76
		②カラカス	26.8	18.76
	(2) 携帯電話		26.8	18.76
ベトナム社会主義共和国	(1) (2)以外	① ②～③以外	6.7	2.4
		②ハノイ	6.7	2.4
		③ホーチミン	6.7	2.4
	(2) 携帯電話		6.7	2.4
ワリス・フテュナ諸島			50	40
サモア独立国			22	11
ココス諸島及びクリスマス島			25.1	20.08
イエメン共和国			27	17.55
ザンビア共和国			28.8	20.16
ジンバブエ共和国	(1) (2)以外		28.8	20.16
	(2) 携帯電話		28.8	20.16
特定衛星携帯2			220.52	220.52
特定衛星携帯3			220.52	220.52
特定衛星携帯4			221.402	221.402
特定衛星携帯5			70	56
特定衛星携帯6			113.4	113.4

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 17 年 11 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 12 月 13 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。
(プリペイド電話サービスの通話料に関する経過措置)
 - 2 当社は、平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までの間、プリペイド電話契約者及び使用者が行ったプリペイド電話サービスに係る通話について、この附則 3 及び 4 に定めるとおり通話料の取扱いを行います。
 - 3 当社は、プリペイド電話契約者及び使用者が土曜日及び日曜日の午前 1 時から午後 9 時までの間（以下この附則において「特定時間帯」といいます。）に行う通話について、料金表に規定する通話料の各区分に 0.65 を乗じて得た額を料金額として通話料を適用するものとします。
 - 4 当社は、通話料を適用するにあたって、約款に定める計算方法により測定した通話時間について、プリペイド電話契約者及び使用者がプリペイド電話システム（プリペイド電話サービスを提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）に接続した時刻を起算点とします。
この場合に、通話料が異なる特定時間帯にわたる通話の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。
- (経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 5 月 1 日から実施します。
(プリペイド電話サービスの通話料に関する経過措置)
 - 2 当社は、平成 22 年 5 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの間、プリペイド電話契約者及び使用者が行ったプリペイド電話サービスに係る通話について、この附則 3 及び 4 に定めるとおり通話料の取扱いを行います。
 - 3 当社は、プリペイド電話契約者及び使用者が土曜日及び日曜日の午前 1 時から午後 9 時までの間（以下この附則において「特定時間帯」といいます。）に行う通話について、料金表に規定する通話料の各区分に 0.65 を乗じて得た額を料金額として通話料を適用するものとします。
 - 4 当社は、通話料を適用するにあたって、約款に定める計算方法により測定した通話時間について、プリペイド電話契約者及び使用者がプリペイド電話システム（プリペイド電話サービスを提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）に接続した時刻を起算点とします。
この場合に、通話料が異なる特定時間帯にわたる通話の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。
- (経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。
(プリペイド電話サービスの通話料に関する経過措置)
- 2 当社は、平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日までの間、プリペイド電話契約者及び使用者が行ったプリペイド電話サービスに係る通話について、この附則 3 及び 4 に定めるとおり通話料の取扱いを行います。

3 当社は、プリペイド電話契約者及び使用者が土曜日及び日曜日の午前1時から午後9時までの間（以下この附則において「特定時間帯」といいます。）に行う通話について、料金表に規定する通話料の各区分に0.65を乗じて得た額を料金額として通話料を適用するものとします。

4 当社は、通話料を適用するにあたって、約款に定める計算方法により測定した通話時間について、プリペイド電話契約者及び使用者がプリペイド電話システム（プリペイド電話サービスを提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）に接続した時刻を起算点とします。

この場合に、通話料が異なる特定時間帯にわたる通話の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

（経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年9月14日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 12 月 1 日から実施します。

別 紙 特定衛星携帯に係る区域

取扱区域	地域
特定衛星携帯2	インマルサットB G A N型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯3	インマルサットM型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯4	インマルサットM4型、インマルサットF l e e t型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯5	スラヤーに係る携帯衛星端末を着信先としうる区域
特定衛星携帯6	イリジウムに係る携帯衛星端末を着信先としうる区域